

# それは消費者被害です

## 大学生

Instagramで友達がやっている副業を申し込んだら、テキスト代として30万円請求された…

## 社会人

AIを使った投資で毎月10万稼げる！と言われたけど…？

## 高齢者

必ず儲かると言われて海外投資に手を出したけど、業者と連絡が取れなくなった…

一人暮らしの親が、布団や宝石を大量に買っている！ローンも組まされているみたい…



**正しい法律知識**を身につけて、消費者被害を予防するための**学習会**をしませんか？  
**兵庫県弁護士会阪神支部では弁護士を無料で講師として派遣しています**

インターネットやSNSツールの普及により、消費者被害の規模や種類は年々拡大しています。

**！！ 悪質業者は市民の方々の財産を狙っています ！！**

- 対象者：社会福祉協議会、学校、老人クラブ、高齢者施設、その他市民団体など
- 対象地域：芦屋市、尼崎市、西宮市の各市内
- 申込方法：下記フォームにご記入のうえ、兵庫県弁護士会阪神支部宛てにFAXにてお申込みください。事務局より折り返しご連絡致します。（随時受付中）  
最終申込期限は、**2025年2月末日**となっています。

貴団体名	(ご担当者)	
ご連絡先	TEL	FAX

兵庫県弁護士会阪神支部では消費者問題に関する**無料面談相談**も実施しています！  
詳細はお電話ください。

日時：毎月第3土曜日 13時～15時  
1回40分、3名様まで（先着順）  
予約・問い合わせ先：06-4869-7613

主催：兵庫県弁護士会阪神支部消費者保護委員会  
お問合せ先：兵庫県弁護士会阪神支部  
〒660-0052 尼崎市七松町1丁目2番1-501C  
フェスタ立花北館5階(JR立花駅最寄り)  
TEL:06-4869-7613 FAX:06-4869-7612